

2019 年度
データ関連人材育成プログラム
(D-DRIVE)
公募に係る Q & A

文部科学省 科学技術・学術政策局

2019 年 5 月

【目次】

< 1. 全国ネットワークの取組関係 >	3
< 2. 補助事業期間関係 >	4
< 3. 経費関係 >	4
< 4. その他 >	5

< 1. 全国ネットワークの取組関係 >

Q 全国ネットワーク構築の目的は。

A 本事業においては、平成 29 年度から 5 つのコンソーシアムが選定され、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に取り組んできましたが、各コンソーシアムの取組を通じて蓄積された経験・知見を共有し、成果の横展開を図ることが必要な段階となってきました。そこで、既選定機関のみならず、同様の取組を行う他の機関（コンソーシアムを含む。）を巻き込みながら、全国的なネットワークを構築することで、ノウハウの共有を図り、より一層の高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を加速させることを目的としています。

Q 申請を行う機関は、博士課程学生や博士号取得者等を対象としたデータ関連人材の育成プログラムを実施していなければならないか。

A 必ずしも申請機関が博士課程学生や博士号取得者等を対象としたデータ関連人材の育成プログラムを実施している必要はありませんが、全国ネットワークの構築に当たっての実績や事務能力、トップの関与など機関としての適格性を備えていることが必要となります。

Q 公募要領 2. (2) ③（実施体制）において、「代表機関がネットワークを運営するための事務体制や経済基盤を有していること」とされているが、どのような事務体制や経済基盤が必要になるのか。

A 本公募では、補助金が交付される期間はもとより、7 年間の事業期間において、取組を実施していただく必要があります。このため、審査においては、申請された構想（目標、内容等）の実現に向けて、安定した取組の実施が見込めるかどうか、申請書の様式 2 に記載された事業実施体制、資金計画等に基づいて判断します。また、必要に応じて、申請機関（幹事機関）に対して、財務諸表等の追加資料の提出を求めることもあります。

Q 全国ネットワーク協議会（仮称）は必ず設置しなければならないのか。

A 全国ネットワーク協議会（仮称）については、必ず設置しなければならないものではありませんが、全国ネットワークの取組が円滑に進められるような仕組みを構築するように留意してください。

Q 協働機関が事業の実施期間中にネットワークから離脱することは認められるのか。

A 原則、事業実施期間中における協働機関の変更は認められませんが、考慮すべき特段の事情が発生し、かつ、本事業に選定された構想（目標、内容等）の実現に支障がないと判断できる場合には、認めることがあります。

Q 全国ネットワークの構築に当たり、新たに共通的なプログラムの開発を行う必要があるか。

A 新たなコンテンツを作成する必要はありませんが、既存のオンラインの研修プログラムなどについて、権利関係を整理の上、一部共有する仕組みをつくるなど、全国ネットワーク構築の利点を生かした取組等が期待されます。

< 2. 補助事業期間関係 >

Q 補助金の交付期間の最終年度の翌年度目以降は、どのような取扱いになるのか。

A 本公募においては、全国ネットワークによる自主的な取組としての定着を図ることを念頭におき、公募要領 2. (1) ③に記載のとおり、補助事業期間は補助金の交付期間より長期の期間としています。このため、補助金の交付期間終了後においても、少なくとも補助事業期間中は、自主経費（民間資金等による財源確保）により取組を継続実施していただく必要があります。また、補助事業期間中は、毎年度、本事業に係る取組の内容や成果等を記載した書類を提出していただく必要があります。

< 3. 経費関係 >

Q 補助金について、平成 29 年度、平成 30 年度の公募では補助率が 1 / 2 であったが、本公募における補助金も同様の扱いとなるか。

A 本公募における補助金は、平成 29 年度、平成 30 年度の公募とは異なり、定額補助となります。そのため、補助対象経費に対して補助上限額の範囲内で補助金による支援を行うこととなります。

Q 協働機関が参画する場合、補助金は協働機関に対しても直接交付されるのか。

A 補助金は幹事機関に対してのみ交付します。協働機関が事業に参画し、必要な経費を使用する場合には、代表機関からの業務委託により実施することとしてください。

Q シンポジウムを開催する際に、幹事機関及び協働機関以外の機関の研究者に対して謝金や旅費を支給することは可能か。

A 幹事機関及び協働機関以外の機関の研究者が、講演者やパネリストとして、シンポジウムに参加する場合、当該研究者に対して謝金や旅費を支給することは可能です。なお、単にシンポジウムに参加し、傍聴するだけでは、当該経費の支給対象とはならず、本事業の成果及び効果に貢献する形で参加していただく必要があります。

Q 全国ネットワークの構築に係る費用をネットワーク参画機関から徴収してもよいのか。

A 全国ネットワーク参画機関から必要な費用を徴収することは可能です。ただし、本補助金による支援や全国ネットワークの活動状況を踏まえ、活動の内容や目的等に応じた適正な金額になるように留意してください。

Q 事業の実施に当たり、協働機関等より事業の実施に必要な役務や施設・設備等の提供を無償で受けた場合、当該役務や施設・設備等の提供を受けるに当たり通常想定される対価に相当する額を、補助金額の算定の際、事業実施のための所要経費として計上してもよいか。

A 事業実施のための所要経費には、代表機関と役務や施設・設備等の提供主体との間の契約等に基づき、実際に支払う金額を計上していただき、それを踏まえ、文部科学省において、補助金の交付額を決定します。このため、事業の実施に当たり、役務や施設・設備等の提供を無償で受けた場合、それが事業の実施に必要なものであっても、当該役務や施設・設備等の提供を受けるに当たり通常想定される対価に相当する額を、事業実施のための所要経費に計上することはできません。

< 4. その他 >

Q 本事業を通じて得た個人情報を他の目的に利用してもよいのか。

A 本事業を通じて得た研修プログラムの受講者等の個人情報の用途については、特段の制限を設けるものではありませんが、各機関において、関係法令に基づいて適切に取扱っていただく必要があります。